岩手県温泉熱利用相談員派遣事業実施要領

（目的）

第１条 地熱・温泉熱利用の検討を行う県内の温泉事業者等を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する者を派遣し、適切な指導や助言を行うことにより、温泉熱の利用促進と地熱利用の理解促進を図る。

（派遣対象者）

第２条 相談員の派遣対象者は、岩手県内の温泉事業者、温泉組合、観光協会、商工会等（以下「事業者等」という。）とする。

（派遣対象事業）

第３条 相談員の派遣の対象となる事業は、地熱・温泉熱利用に関する事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業を基本とする。

(1) 地域や職場における勉強会

(2) 地熱・温泉熱のポテンシャルや活用方法に関する相談・検討

(3) 既に地熱・温泉熱を活用している施設等における課題への助言

（派遣手続）

第４条 相談員の派遣を希望する事業者等は、「岩手県温泉熱利用相談員派遣申請書」（様式第１号）を県に提出するものとする。

２ 県は、前項の規定による申請について内容を審査したうえ、「岩手県温泉熱利用相談員派遣承認（不承認）通知書」（様式第２号）により、申請者に採否を通知するものとする。

（実績報告）

第５条 相談員の派遣を受けた事業者等は、派遣を受けた日から14日以内に「岩手県温泉熱利用相談員派遣実績報告書」（様式第３号）を県に提出するものとする。

（経費の負担）

第６条 県は、予算の範囲内において、相談員に対して謝金及び旅費を支給する。

附 則

この要領は、平成29年10月２日から施行する。